

広報

かまいし

お知らせ版

津波注意報

が発表された場合の

「避難情報」の発令内容を変更します

まもなく東日本大震災の発生から10年を迎えます。市は発災以降、復興事業を進め、既に防潮堤などの整備はほぼ完了しました。整備した地区では津波を防護する機能が発現しています。

そのため、**2月1日から市が発令する「避難情報」を次のとおり変更します。**

	2月1日 以降	1月31日 以前
津波注意報	防潮堤等から海側の区域（海岸付近）に対する避難指示（緊急）※	沿岸区域への避難勧告
津波警報	沿岸区域への避難指示（緊急）	沿岸区域への避難指示（緊急）
大津波警報		

2月1日以降、気象庁が津波情報を発表した場合、市は「避難指示（緊急）」を発令します。

※「津波注意報」が発表された場合の避難対象区域は、防潮堤等から海側（海岸付近）です。

避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者などです

避難指示（緊急）の発令区域イメージ



避難情報発令の考え方

津波は20～30cm程度の高さでも、急で強い流れが生じるため、巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があります。

また、東日本大震災の教訓から、津波浸水深が1.5～2.0mでも木造家屋の倒壊・流出があり、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、地震の揺れで防潮堤の破壊や地盤沈下が発生し、津波の浸水範囲が広がる場合もあります。

そのため、どのような津波でも、避難指示（緊急）の発令対象となる全ての区域で、屋内での安全確保措置をせず、できるだけ早く高い場所へ移動するなど、危険な区域からの一刻も早い避難が必要です。

したがって、津波が発生した場合は避難指示（緊急）のみ発令しますが、津波注意報、津波警報、大津波警報の種類に応じて避難の対象とする区域が異なります。

問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441